

第15章 第3条14に則った悪影響の最小化

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ23～25及び決定1/CMP.11の附属書IIIパラグラフ4の規定に基づき、第3条14に則った悪影響の最小化について報告する。なお、前回提出時からの変更点は下線で示すとおり。

15.1. 概要

我が国は、京都議定書第3条14に則った悪影響を最小化するための取組が重要である点を考慮し、行動を実施している。一方、気候変動問題を解決するための対応措置の実施により発生する具体的な悪影響を正確に評価することは難しいという点は留意すべきである。例えば、原油価格の変動は、原油需給バランスやその他の様々な要因（原油先物市場の動向、景気変動等）によって引き起こされるものであり、気候変動対策と具体的な悪影響との因果関係及びその程度は依然として不明確である。

また、気候変動問題を真に解決するためには対応措置について発想の転換が必要不可欠と考えられるところ、この点において、持続可能な成長が重要な一つの鍵となり得る。例えば、再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、エネルギーアクセスの向上や防災対策、新しい産業の開発を通じた雇用対策に資する側面もあることを強調したい。

既に2019年のG20大阪首脳会合では、「環境と成長の好循環」というコンセプトの下、気候変動・エネルギー及び海洋プラスチックごみ対策といった喫緊の地球環境問題への対処においてイノベーションの活用的重要性について合意した。こうした低炭素社会の構築に向けた取組は今後全世界において加速されるべきである。そのような観点から、2015年、我が国は、COP21における合意達成を後押しすべく、①2020年における1.3兆円の途上国支援実施及び②イノベーションからなる「美しい星への行動(エース2.0(ACE2.0: Actions for Cool Earth 2.0))」を発表した。我が国は、引き続き、これらの分野で国際社会に積極的に貢献していく。

このような国際的な取組と呼応し、2019年6月、我が国は、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した。同戦略では、①最終到達点としての「脱炭素社会」を野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指し、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むこと、②ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すこと等を特記している。

15.2. 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

京都議定書第3条1に基づく約束を達成する際の開発途上締約国、特に条約第4条8及び9で規定されている開発途上締約国に対する社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化することが重要である点を考慮し、我が国は以下の取組を優先的に行っている。

なお、上述した悪影響の最小化に関する取組の評価方法は国際的に確立されていないため、その評価を行うことは不可能であることに留意すべきことも補足する。

■ エネルギー・環境分野における技術協力等

我が国は、エネルギー・環境分野における技術協力の世界各国での実施を通じて、開発途

上国のニーズを踏まえた、持続的な経済成長への貢献を継続している。例えば、中東諸国を含む開発途上国への受入研修・専門家派遣による省エネ・再エネ人材育成協力を実施し、同諸国における省エネ・再エネ関連制度等の制度構築・運用に関する支援を行っている。また、特に気候変動に対して脆弱な島嶼国における再生可能エネルギー普及の観点から、国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) との共催により、アジア太平洋地域等の島嶼国を対象として、気候ファイナンスへのアクセス支援を目的とした国際ワークショップ (2019年1月：モルデイク、11月：東京、宮古島) を実施し、人材育成とプロジェクト形成支援を行っている。

■ 二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 技術の開発等

我が国では温暖化対策上重要な技術である CCS について、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」や「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等を踏まえて取り組む。とりわけ、我が国では温暖化対策上重要な技術である CCS について、2020年頃の技術の実用化を目指し、国内において大規模実証事業を実施するとともに、コストの大幅低減や安全性向上のための研究開発、CO₂分離回収に伴う環境負荷の評価、国内での貯留可能地点を特定するための地質調査等を実施している。また、欧州や米国など各国関係者と積極的に CCS に関する技術情報の交換を実施した。